

**「(仮称) 新長田南合同庁舎設計業務」
公募型簡易プロポーザル参加表明書評価要領**

1. プロポーザル提出者の選定方法

- (1) プロポーザルの提出者となる者の選定は、本要領に基づいて参加表明書の評価を行い、その評価を参考にして、(一財)神戸すまいまちづくり公社 事業者選定委員会(以下「委員会」という)の審議により選定する。
- (2) 参加表明書の評価は、下記のとおりとする。
- (3) 各評価項目は、3及び4の評価基準によりあらかじめ事務局で評価を行い、委員会に提出する。
- (4) 評価点の計算は、配点×評価係数とする。
- (5) 以下の項目に該当する場合は、評価点に所定の係数を乗じた点数とする

本店の所在地

評価項目	評価事項	評価係数
本店の所在地	兵庫県下に本店を置く場合	1.0
	上記以外の場合	0.9

※設計JV(共同企業体)で応募する場合、代表者(出資比率(業務分担率)が最も大きいもの)の本店が兵庫県下にあり、かつその出資比率(業務分担率)が60%以上のとき、本店の所在地は兵庫県とみなす

2. 業務実施上の留意事項(次の場合は委員会に報告する。)

- (1) 管理技術者が一級建築士でない場合。
- (2) 管理技術者及び意匠担当主任技術者が提出者の組織に属していない場合。
- (3) 管理技術者が1名でない場合。
- (4) 各担当主任技術者が各1名でない場合。
- (5) 配置予定の技術者が国家公務員の場合は、国家公務員法第103条の規定を、地方公務員の場合は、地方公務員法第38条の規定を満たしていない場合。
- (6) 管理技術者又は意匠担当主任技術者が、それぞれ他の担当主任技術者を兼任している場合。
- (7) 意匠担当主任技術者の同種規模等の手持設計業務件数が3件以上の場合。
- (8) 意匠業務分野の大部分を再委託する場合。
- (9) 協力事務所が兵庫県、神戸市、(一財)神戸すまいまちづくり公社の指名停止を受けている期間中である場合。
- (10) その他、設定した条件を満たしていない場合。

3. 事務所の実力

- (1) 同種・類似業務実績(様式4)

評価項目	評価事項		評価点
業務実績	同種	・延面積 12,000 m ² 以上の庁舎の新・増・改築	1.0
	類似①	・延面積 6,000 m ² 以上の庁舎の新・増・改築	0.6
	類似②	・延面積 12,000 m ² 以上の事務所の新・増・改築	0.4

※増・改築の場合は増・改築部分の延面積とする。

※同一施設は基本・実施設計が別契約である場合も1件の実績とする。

※各実績の評価点を合計したものを10件で除した値（小数点第3位を四捨五入する）を平成18年1月以降の同種又は類似業務の実績の評価点とする。

※実績が10件以下のものについても、加えたものを10件で除することとする。

(2) 技術者数（様式3）

評価項目	評価事項	評価係数
技術者数	換算技術者数 100人以上	1.0
	50～99人	0.9
	49人以下	0.8

換算技術者数 = Σ （技術者数 × 技術者資格係数）。

資格係数：構造設計一級建築士，設備設計一級建築士は1.2，一級建築士，建築設備士，技術士は1.0，その他は0.5とする。

※協力事務所の人数は技術者数に含まない。

(3) 有資格者数（様式3）

評価項目	評価事項	評価係数
技術者数	平均資格係数 0.80以上	1.0
	0.79～0.60	0.9
	0.59以下	0.8

平均資格係数 = 換算技術者数 ÷ 技術者数

※協力事務所の人数は技術者数に含まない。

4. 技術職員の経験及び能力

(1) 専門分野の技術者資格（様式6） 下表により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価係数
意匠 積算	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
	その他	0.2
構造	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
	二級建築士	0.4
	その他	0.2
電気	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士 技術士 一級建築士	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士 その他	0.2
機械	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士 技術士 一級建築士	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士 その他	0.2

(2) 平成18年1月以降の同種又は類似業務の実績の有無（様式5及び様式6）

管理技術者及び各担当主任技術者について、過去の実績3件を次の方法により評価する。

① 実績業務

評価項目	評価事項		評価点
業務実績	同種	・延面積 12,000 m ² 以上の庁舎の新・増・改築	1.0
	類似①	・延面積 6,000 m ² 以上の庁舎の新・増・改築	0.6
	類似②	・延面積 12,000 m ² 以上の事務所の新・増・改築	0.4

※増・改築の場合は増・改築部分の延面積とする。

※同一施設は基本・実施設計が別契約である場合も1件の実績とする。

※個人の実績については、平成18年1月以降の実績であれば、以前に所属した事務所での実績も可とするが、その旨を明記すること。

② 携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の 評価係数	主任技術者の 評価係数
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0
担当主任技術者又はこれに準ずる立場	0.4	1.0
担当技術者の立場	0.2	0.4

③ 実績の評価

各実績ごとに①×②を算出し、これを加えたものを3件で除した値(小数点第3位を四捨五入する。)を平成18年1月以降の同種又は類似業務の実績の評価点とする。実績が2件以下のものについても、加えたものを3件で除することとする。

(3) 経験年数（様式5及び様式6）

経験年数の評価は、下表による。

管理技術者の場合		各担当主任技術者の場合	
経験年数	評価係数	経験年数	評価係数
23年以上	1.0	13年以上	1.0
18～22年	0.9	8～12年	0.8
13～17年	0.7	5～7年	0.6
12年未満	0.6	5年未満	0.5

(4) 手持業務の状況（様式5及び様式6）

評価項目	評価事項	評価係数
繁忙度	手持ち業務が1件以下	1.0
	手持ち業務が2件	0.6
	手持ち業務が3件以上	0.2

平成28年2月1日以降に業務の履行期間が重なるものについて評価する。

積算担当主任技術者は評価しない。